

建築設備設計基準（改定）新旧表

| 頁 | 新（改定） | 旧（平成21年10月10日） |
|-----|--|--|
| 3 | <p>第1編 総則 第1節 目的 この基準は、建築設備の実施設計に関する標準的な手法を定め、「官庁施設の基本的性能基準」（平成25年3月29日国営整第197号、国営設第134号）に定める性能の水準を確保することを目的とする。</p> | <p>第1編 総則 第1節 目的 この基準は、建築設備の実施設計に関する標準的な手法を定め、「官庁施設の基本的性能基準」（平成18年3月31日国営整第156号、国営設第162号）に定める性能の水準を確保することを目的とする。</p> |
| 164 | <p>第2編 電力設備 第7章 受変電設 第5節 電気室の環境及び機器の配置 (1) 電気室は、津波、洪水等による水害、火災、塩害等に対して適切な対策を施すものとする。</p> | <p>第2編 電力設備 第7章 受変電設 第5節 電気室の環境及び機器の配置 (1) 電気室は、火災、水害、塩害等に対して適切な対策を施すものとする。</p> |
| 186 | <p>第9章 発電設備 第3節 内燃機関の選定 <u>(5) 地下貯油槽を、軟弱地盤に設ける場合、地下水位の高い場合又は浸水のおそれがある場合にあっては、設備機能の確保に必要な措置を講じる。</u> (6) 中央監視装置により監視及び制御を行う場合は、中央監視装置に対応した入出力回路及び接点を設ける。</p> | <p>第9章 発電設備 第3節 内燃機関の選定 <u>(5) 中央監視装置により監視及び制御を行う場合は、中央監視装置に対応した入出力回路及び接点を設ける。</u></p> |
| 211 | <p>第9節 発電機室の環境及び機器の配置 (1) 発電機室は、津波、洪水等による水害、火災、塩害等に対して適切な対策を施すものとする。</p> | <p>第9節 発電機室の環境及び機器の配置 (1) 発電機室は、火災、水害、塩害等に対して適切な対策を施すものとする。</p> |
| 229 | <p>第3編 通信設備 第1章 構内情報通信網設備 第4節 通信情報機器室の環境及び機器の配置 (1) 通信情報機器室の環境対策として、津波、洪水等による水害、粉塵、騒音等に対して適切な対策を施すものとする。</p> | <p>第3編 通信設備 第1章 構内情報通信網設備 第4節 通信情報機器室の環境及び機器の配置 (1) 通信情報機器室の環境対策として、水害、粉塵、騒音等に対して適切な対策を施すものとする。</p> |
| 237 | <p>第2章 構内交換設備 第5節 交換機室の環境及び機器の配置 (1) 交換機室の環境対策として、津波、洪水等による水害、粉塵、騒音等に対して適切な対策を施すものとする。</p> | <p>第2章 構内交換設備 第5節 交換機室の環境及び機器の配置 (1) 交換機室の環境対策として、水害、粉塵、騒音等に対して適切な対策を施すものとする。</p> |
| 326 | <p>第4編 空調和設備 第2章 空調機器 第2節 冷熱源機器 (3) <u>吸収冷温水機を設置する室には、</u>燃焼空気確保及び熱の除去のための換気設備を設ける。</p> | <p>第4編 空調和設備 第2章 空調機器 第2節 冷熱源機器 (3) <u>直置き吸収冷温水機及び小形吸収冷温水機ユニットを設置する室には、</u>燃焼空気確保及び熱の除去のための換気設備を設ける。</p> |
| 347 | <p>第5節 熱源付属機器 (3) オイルタンクは、原則として地下式とし、タンク室を設けるか、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクとする。 なお、軟弱地盤に設ける場合、地下水位の高い場合又は浸水のおそれがある場合にあっては、設備機能の確保に必要な措置を講じる。</p> | <p>第5節 熱源付属機器 (3) オイルタンクは、原則として地下式とし、タンク室を設けるか、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクとする。 なお、軟弱地盤に設けるものにあっては、必要な措置を講じる。</p> |
| 452 | <p>第3章 換気設備 第2節 換気方式及び換気設備の構造 (2) 給排気口等の位置及び構造は、空気環境の確保、延焼の防止、隣接建物への影響等を考慮して決定する。</p> | <p>第3章 換気設備 第2節 換気方式及び換気設備の構造 (2) 給排気口等の位置及び構造は、空気環境の確保、延焼の防止、隣接建築物への影響等を考慮して決定する。</p> |
| 541 | <p>第5編 給排水衛生設備 第2章 給水設備 第1節 基本事項 <u>(6) 災害等により上水道が途絶した場合においても、施設の規模、用途等に応じて必要となる給水量を確保する措置を講じる。</u></p> | <p>第5編 給排水衛生設備 第2章 給水設備 第1節 基本事項</p> |
| 549 | <p>第3節 タンク (1) <u>飲料用受水タンク</u>は専用とし、容易に6面点検が行えるように空間を確保する。</p> | <p>第3節 タンク (1) <u>飲料水用受水タンク</u>は専用とし、容易に6面点検が行えるように空間を確保する。</p> |
| 554 | <p>第6節 給水管 <u>(3) 不等沈下のおそれがある場合は、必要に応じて埋設配管の損傷を防止する措置を講じる。</u></p> | <p>第6節 給水管</p> |

| | | |
|--------------------|--|--|
| 592 659 | <p>第4章 排水・通気設備 第5節 排水管 <u>(3) 不等沈下のおそれがある場合は、必要に応じて建物貫通部の埋設配管の損傷を防止する措置を講じる。</u></p> <p>第7章 ガス設備 第1節 基本事項 <u>(3) 不等沈下のおそれがある場合は、必要に応じて埋設配管の損傷を防止する措置を講じる。</u></p> | <p>第4章 排水・通気設備 第5節 排水管</p> <p>第7章 ガス設備 第1節 基本事項</p> |
| 692 694 | <p>第6編 搬送設備 第1章 エレベーター 第6節 管制運転等 エレベーターには、原則として地震時管制運転、<u>火災時管制運転、停電時救出運転、非常用発電時管制運転機能を設ける。また、浸水時管制運転、長尺物振れ管制運転、その他の管制運転機能等の採用は、建築物の規模、用途、管理体制等を考慮して決定する。</u></p> <p>第7節 エレベーター監視盤 (1) エレベーター監視盤<u>及びエレベーター警報盤は</u>、エレベーターの運行状態の監視、各管制運転の遠隔操作、かご内乗客の救出指令、連絡等の機能を備えたものとする。 (2) <u>エレベーター監視盤及びエレベーター警報盤</u>の位置は、建築物の規模、用途等を考慮して施設管理担当課、中央監視室、防災センター等の建築物を管理する場所に設ける。</p> | <p>第6編 搬送設備 第1章 エレベーター 第6節 管制運転等 エレベーターには、原則として地震時管制運転、<u>火災時管制運転及び停電時救出運転又は非常用発電時管制運転機能を設ける。また、その他の管制運転機能等の採用は、建築物の規模、用途、管理体制等を考慮して決定する。</u></p> <p>第7節 エレベーター監視盤 (1) エレベーター監視盤は、エレベーターの運行状態の監視、各管制運転の遠隔操作、かご内乗客の救出指令、連絡等の機能を備えたものとする。 (2) 監視盤の位置は、建築物の規模、用途等を考慮して施設管理担当課、中央監視室、防災センター等の建築物を管理する場所に設ける。</p> |